

## 障がいのある人への支援について

### はじめに

本学では公立大学法人化以前から、障がいのある学生が学んできました。障がいのある学生に必要な支援を行うとともに、障がいや支援に関する各種講座を定期的で開催し、人材育成や理解啓発に取り組んできました。

この取組みを全学的なものへと広げるため、2011年（平成23年）ダイバーシティ推進事業の中に障がいのある構成員支援を位置づけました。そして、平成2014年（平成26年）4月には「首都大学東京 障がいのある学生支援制度」（現「東京都立大学 障がい者支援スタッフ制度」）を開始しました。2016年（平成28年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行にあわせて、「首都大学東京における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（教職員対応要領）」を策定し、支援体制の整備に取り組んできました。

近年では、視覚障がい学生や聴覚障がいの学生の入学にあわせて、必要な支援機器の整備と支援者養成を行ってきました。更に、障がいのある学生と支援スタッフの交流を図るため定期的なミーティングや勉強会を開催し、支援技術の向上やコミュニケーションの促進に努めています。障がいのある学生が支援を受けるだけでなく、勉強会の講師を務める等様々な役割を担い、支援スタッフとともに活躍している様子は、本制度の理解啓発の一助となっています。

### 出願から入学まで

障がいのある人への支援は入学や受講以前から始まります。例えば、大学入試センター試験や、東京都立大学の入学試験の際に配慮が必要な場合は、事前に入試課へご相談ください。

入学試験に合格した後は学生本人と必要に応じて保護者とともに面談し、学修のために必要な配慮や支援について検討します。障がい者支援スタッフ制度による支援を希望する場合は、申請書を提出し、ダイバーシティ推進室が調整を行います。

※支援スタッフが行う支援は、基本的に学期を単位としますが、学期の途中で申請することもできます

### 入学後の障がい等

状況の変化により、入学後に配慮や支援が必要となることもあります。その場合、大学内の身近な窓口やダイバーシティ推進室に相談してください。必要な配慮や支援について学内各組織と連携して検討します。

### 対象者

このような支援は、東京都立大学が行う教育・研究活動に参加する障がいのある人で、

障がい及び社会的障壁によって継続的に大学生生活に相当な制限をうける状態にある人が利用できます。

## 支援スタッフ

この制度に基づく支援は、「支援スタッフ」と呼ばれる東京都立大学に在学し、登録されたスタッフが行います。支援活動は有償ボランティアであり、支援スタッフは必要に応じて各種講習会を受講します。支援スタッフの派遣はダイバーシティ推進室が行います。

## 各種講習会

広く障がい全般に関わる講習会と聴覚障がい支援（手話、ノートテイク等）、視覚障がい支援（点字、学内移動支援等）、肢体不自由支援（車いすの使い方、学内移動支援等）に関する講習会や勉強会を開催しています。

## 支援マネジメント

支援スタッフ・利用学生の集まる定例会や学期ごとの振り返り会等を通じて、支援活動におけるコミュニケーションの促進を図ります。

## 個人情報

この制度の利用に関して取得された個人情報は、東京都立大学の個人情報の適正な管理に関する規定に基づいて適切に管理されます。

## 【支援例】

### ・ノートテイク(手書き・パソコン)

主な対象：聴覚障がいの方

要約筆記とも呼ばれ、講義等の音声情報を要約し文字情報に変換する支援です。手書きで行う場合とパソコンで行う場合があります。2名の支援スタッフ（筆記者）が連携して行うことを基本とします。

### ・対面朗読

主な対象：視覚障がいの方

書籍、印刷資料等を読み上げる支援です。テキストデータ化が難しい図や表、画像等も口頭で説明することで、理解促進になります。ダイバーシティ推進室内の対面朗読室を利用できます。

### ・授業同席

主な対象：視覚障がいの方、肢体不自由の方

資料の受け取りや提出、出席票やリアクションペーパー、板書の代筆、映像内容等視覚情報の説明等を行います。

## ・授業資料等のテキストデータ化

主な対象：視覚障がいの方

紙媒体の情報を音声読み上げソフトで読み上げるために、テキストデータに変換する支援です。PDF の文書でもテキスト情報を含まないものは、読み上げソフトで読み上げることが出来ないため、テキストデータ化が必要になります。

## ・学内移動支援

主な対象：視覚障がいの方、肢体不自由の方

独立歩行が難しい場合や教室間の移動が難しい場合は必要な支援を検討します。

## ・実験及び実習補助

主な対象：視覚障がいの方、肢体不自由の方

実験作業に困難のある場合、実験、実習に取り組むための補助を行います。

## ・キャンパス内での生活支援

授業時間以外のキャンパスでの生活は多岐にわたり、支援が想定される場面もまた多岐にわたります。どのような配慮や支援が必要かご相談ください。

## ・支援機材

点字ディスプレイ、点字プリンター、車いす、パソコンテイク用パソコン、延長コードがあります。その他必要な機材があればご相談ください。

## ・関係機関、団体への依頼が必要な支援

点訳墨訳、手話通訳など高い専門技能が必要な支援は、支援スタッフが担うことが難しいため関係機関や団体へ依頼することになります。ご相談ください。

## ・環境の整備、学内のバリアチェック

障がいに関する理解啓発やバリアフリーマップの作成などソフト面の環境整備と物理的なバリアの解消などハード面の環境整備に取り組みます。

## ・その他

支援ニーズは個別性が高いため、様々な取り組みが必要になります。上記以外にも必要な支援に取り組んでいきます。